

判例全文

【事件名】小林亜星vs服部克久盗作事件(3)

【年月日】平成15年3月11日

最高裁(三小) 平成14年(オ)第1763号、平成14年(受)第1793号

(一審・東京地裁平成10年(ワ)第17119号、同年(ワ)第21184号、同年(ワ)第21285号

／二審・東京高裁平成12年(ネ)第1516号 各損害賠償請求本訴、著作権確認請求反訴控訴事件)

決定

上告人兼申立人 服部克久

同訴訟代理人弁護士 神谷信行

同 朝日純一

同 山之内三紀子

同 西畑博仁

同 大江忠

被上告人兼相手方 小林亜星

被上告人兼相手方 有限会社金井音楽出版

同代表者代表取締役 原一

上記両名訴訟代理人弁護士 井上準一郎

同 佐藤隆男

上記当事者間の東京高等裁判所平成12年(ネ)第1516号各損害賠償請求本訴、著作権確認請求反訴事件について、同裁判所が平成14年9月6日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立があった。

よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食い違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立について

本件申立の理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤田宙靖

裁判官 金谷利廣

裁判官 濱田邦夫

裁判官 上田豊三

日本ユニ著作権センター

<http://jucc.sakura.ne.jp/>